

明治10年代の岡山の災害

小 柳 智 裕

1. はじめに

筆者は長年備前兄島野崎家の研究を行っており、2020年3月には「明治期における岡山県の災害と野崎家の対策」を上梓している⁽¹⁾。同論文では明治17年の岡山の災害に対して野崎家がどのような対策をしようとしたかを明らかにした。野崎家の塩業経営に多大な影響を与えた明治17年の暴風雨・海嘯ではあるが、『岡山県政史 明治大正昭和前期編』によって明治期の災害をみると、死者数の順に明治17年（死者・行方不明655人）、明治26年（死者423人）、明治25年（死者74人）、明治13年（死者70人）であり、明治17年が最も激烈であったことが推測できる。本稿では明治期の災害の概観を行った上で、同年の災害の概要を整理し、今後の研究へつなげていきたいと考えている。

本稿で利用した主な史料は財団法人竜王会館所蔵野崎家文書・塩業資料室架蔵野崎家文書・岡山県立記録資料館所蔵文書である。

2. 先行研究の整理

ここで、明治期の岡山県の災害史を概観している書籍を整理しておきたい。管見の限りにおいては、以下のものが挙げられる。

- ・岡山県編『岡山県水害史（上）』岡山縣廳，1901年

(1) 就実大学経営学部紀要『就実経営研究』第5号，2020年所収

(2) 岡山県編『岡山県政史 明治大正昭和前期編』363頁，岡山県，1941年

明治10年代の岡山の災害（小柳智裕）

- ・岡山市役所編『岡山市史 第六』岡山市役所，1938年
 - ・岡山県編『岡山県政史 明治大正昭和前期編』岡山県，1941年
 - ・蓬郷巖『岡山文庫 142 岡山の災害』日本文教出版，1989年
- 災害について言及のあるものは以下のものがある。

- ・山陽新聞社社史編纂委員会編『山陽新聞七十五年史』山陽新聞社，1954年

史料としては以下のものがある。

- ・各年度『岡山縣統計書』
- ・「山陽新報」記事
- ・『石井十次日記』
- ・野崎家『売用日記』
- ・「明治十七年 海嘯関係書類」（岡山県立記録資料館蔵）

（以下、「海嘯関係書類」と略記する）

また、「はじめに」の箇所ので取り上げた『岡山県政史』には明治15年の災害については言及がなく、『山陽新聞七十五年史』『岡山市史 第六』『岡山の災害』に詳細がある。このうち、『山陽新聞七十五年史』には「本紙の記事面に現れた 岡山県七十五年のあゆみ 明治十五年」の項目に「8・5 縣下各地に暴風雨あり被害は死傷者三十七名，家屋全潰二千四百五十四棟。」とあり、⁽³⁾『岡山市史 第六』には「明治15年8月5日 旭川の氾濫があつて被害少なかりし」とある、⁽⁴⁾また『岡山の災害』には「明治十五年の日生の津

(3) 山陽新聞社社史編纂委員会編『山陽新聞七十五年史』79頁，山陽新聞社，1954年，「山陽新報」の記事については，明治14年12月23日から明治15年1月3日まで新聞紙条例による発刊停止処分を受けているため，その間の記事については存在していない。発刊停止期間中はあらかじめ発行許可を得ていた「山陽日報」を身代わりに発行した。この詳細については同書ならびに山陽新聞百十年史編集委員会編『山陽新聞百十年史』39頁～40頁，山陽新聞社，1989年を参照されたい。

(4) 岡山市役所編『岡山市史 第六』岡山市役所，1938年，同所については明治15年の暴風に関して1行印刷されていない箇所があり，全貌を把握することはできな

波 八月二十九日、暴風雨襲来とともに、邑久郡の日生、福河両村に激浪が押し寄せ、日生村では家屋浸水250余戸、倒壊30余戸、日生小学校が倒壊、舟の破壊30余艘。また、福河村では家屋倒壊8戸、半壊10戸、舟の破壊5艘の被害があった。」とある。⁽⁵⁾

3. 明治10年代の災害の概観

岡山県立図書館には岡山県統計書が数冊所蔵されている。具体的には明治15年～明治19年、明治30年～明治44年、大正元年～大正8年、大正14年のものである。そのうち筆者の対象とする明治10年代のものは明治15年～明治19年までのものである。⁽⁶⁾ 塩業関連は各年度記載があり、「塩田の反別営業人及び工数」「製塩および価額」⁽⁷⁾の項目がこれにあたる。また、主な災害は水害と海嘯であるが、これらの書籍のうち、水災の項目のある年度は明治17年、明治18年、明治19年のものであり、海嘯の項目があるのは明治17年のものである。堤防の築造および修繕・修繕費に関しては各年度記載がある。

まずは水災についてみていきたい。災害回数と死亡数の状況を見たものが、次の表1「災害回数と死亡数」である。水災は明治13年、明治17年、明治18年、明治19年に発生しており、そのうち明治13年に発生した高梁川流域の被害が最も激しいものであったことが推察できる。

い。

(5) 蓬郷巖『岡山文庫 142 岡山の災害』41頁、日本文教出版、1989年

(6) 明治15年(1883)、明治16年上(1982)、明治16年下(1982)、明治17年(1885、2冊所蔵)、明治17年上(1982)、明治17年下(1982)、明治18年(1987)、明治19年(1987)がある。岡山県立図書館郷土資料班の平井氏によると、明治16年・明治18年・明治19年のものについては岡山県総合文化センター時代に撮影したもので、原本については所在不明とのことである。

(7) 記載については「塩田段別」「塩田ノ段別」など表記の揺れが見られるが、本稿では「塩田の段別」で統一した。

流失地については明治13年から明治19年の間に3,000町歩を超える田畑が、家屋については約2,000軒が失われている。田畑家屋の面からみても、明治13年の高梁川流域が圧倒的であり、次いで明治19年の高梁川流域が被害を受けている。

表3 損耗額

流域	損耗代価総額 (円)						
	明治13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
旭川	178,315.759				259,290.941	8,815.328	44,904.160
吉井川	54,207.463				118,573.155	6,465.310	
高梁川	1,419,061.033				407,844.913	17,733.895	274,035.034
笹ヶ瀬川	469.000				21,194.239	547.300	
砂川	19,495.437				81,346.307	44.000	
足守川	64,529.558				224,395.541	1,982.950	
今立川					4,623.314	334.830	
里見川					21,491.567	1,822.474	
千町川					8,020.295	910.500	
高屋川							3,036.084
児島郡他 二郡海岸							8,929.533
合計	1,736,078.250	0	0	0	1,146,780.272	38,656.587	330,904.811

明治17年・明治18年・明治19年『岡山縣統計書』より筆者作成

また、損耗額の面から見ても、各年度の高梁川流域の損耗が圧倒的であることがわかる。損耗額合計でみると明治13年・明治17年、明治19年の順にそれぞれ高い額であることがわかる。

4. 野崎家『売用日記』からみた明治10年代の災害

野崎家とは野崎武左衛門が文政12年(1829)より塩田事業をはじめ、代々製塩業で財を成した家であり、同家には『売用日記』と呼ばれる天保11年(1840)5月から大正9年(1920)7月に至る80年間の野崎本家の公用日記が残されている。⁽⁸⁾ 筆者が対象とする明治10年代のうち、明治14年12月28日か

明治10年代の岡山の災害（小柳智裕）

ら明治15年8月17日までの記載が存在していない。記載日に関しても日付のみの日もあり、参考までに明治13年7月21日から明治14年12月27日までのものをみると、「(明治14年) 一月六日及十九日迄記載方怠レリ」「(明治14年) 壹月廿九日ヨリ本日（4月5日）迄筆記ヲ怠レリ，新タメテ本日ヨリ筆記スベシ」「(明治14年) 四月五日ヨリ筆記ヲ怠レリ，改メテ本日（8月2日）より別載スベシ」とあり、⁽⁹⁾ 厳密に毎日書かれていたわけではなく、同期間の出来事を本史料から確認することはできない。

4-1. 明治13年について

同年については拙稿「明治期における岡山県の災害と野崎家の対策」において言及したが、野崎家収支の中では損失があらわれる。修繕費もかかっているが、『売用日記』には塩田被害の記載はなく、塩価格の高騰が塩田経営に影響したと推察した。⁽¹⁰⁾ 同年は『岡山県政史』中の記載では県南西部に豪雨が⁽¹¹⁾ あったとされるが、野崎家とは地理的に関係がない。

4-2. 明治15年について

同年については野崎家は暴風の被害を負っている。『売用日記』の明治15年8月18日の記事には「八月十八日晴朗。^{あざえ} 哲部荘氏昨十七日相見末御逗留。御主人様去ル五日暴風雨ニ付東野崎堤防破損并ニ北浦村所有地モ同破壊セリ

(8) ナイカイ塩業株式会社社史編纂委員会編『備前児島野崎家の研究—ナイカイ塩業株式会社成立史—』640頁，財団法人竜王会館・ナイカイ塩業株式会社，1981年，また『売用日記』については，単に『日誌』などと記載のあるものもあるが，本稿本文内では『売用日記』で統一する。また，号数が入っているものと入っていないものもあるが，どちらについても記載期間を併記するものとする。

(9) 野崎家文書『売用日記』176号（明治13年7月21日より明治14年12月27日まで），丸括弧内は筆者注。

(10) 拙稿「明治期における岡山県の災害と野崎家の対策」『就実経営研究』第5号，76頁，2020年

(11) 岡山県編『岡山県政史 明治大正昭和前期編』363頁，岡山県，1968年

右ニ付六日東野崎エ御出張末御逗留ナリ琴谷西原之両氏モ同様逗留ナリ日本
モ残暑兎角酷煦ニシテ正午之寒暖計者八拾九度ニ達ス」とある。⁽¹²⁾この記載か
らは、8月5日に暴風雨があり、堤防が破損したと、北浦村所有地に関
しても破壊されたことがわかる。

4-3. 明治17年について

同年についても暴風被害を負ったことがわかる。『売用日記』の明治17年
8月25日の記事には「八月廿五日晴。午前風少々吹ク、午後五時頃ヨリ吹募
リ、十二時頃ヨリ風ト共ニ大満汐ニテ、元野崎赤崎并ニ新濱小川濱共大破損、
赤崎ハ拾三番切レ、拾八番ハ仲背濱子ノ尽力ニテセキ留、拾五番ハ切レタレ
トモ少々、小川三拾壱番ト廿五番ニ卅四番間残、廿九番ニ三拾番之間破ル、
当沖ハ廿四番廿三番廿一番拾壱番之四戸堤防破壊、赤崎新濱ハ三拾七番破ル、
右濱ニハ浪怒々為メ濱子壱人死去セリ。」とある。この記載からは、午後5
時頃から風が猛勢を振るい、12時頃には満潮と重なり、元野崎・赤崎・小川
浜に被害があったことがわかる。

5. 「海嘯関係書類」による明治17年の災害

岡山県立記録資料館には「明治十七年 海嘯関係書類」という一括史料が
所蔵されている。同史料は「取調要項」「沿海村の被害」「被害見積と賑恤金」
「恩賜による蒲団等拝受人名簿」「被害地の絵図」で構成されている。ここか
らは、「海嘯関係書類」を元に明治17年の海嘯についてみていきたい。

5-1. 取調要項

まず被害者取り調べについての項目をみたい。本項目では、別表が添付さ

(12) 野崎家文書『日誌』(明治15年8月18日より明治16年4月31日まで)

明治10年代の岡山の災害（小柳智裕）

れており、何村の何十何番屋敷居住あるいは借宅又は寄留同居についての項目のあと、家族が何人おり、そのうち死亡・生存・生死不分明が男女別に記載する欄があり、死亡・生死不分明に関しては男女別、生存に関しても男女別ではあるが、男のみ七十歳以上・十五歳以上・十五歳未満に分かれている。また救助米一日分何升何合か記載する欄がある。所有耕宅地は被災地（何町何反歩）・無難地（何町何反歩）、耕作田畑は自作地（何反歩）・小作地（何反歩）の記載があり、表の末尾には将来目的の記載がある。

同表は「調査ハ尤トモ至急ヲ要スルニ付昼夜ノ別ナリ従事セシメ」「児島郡へハ尤至急ヲ要スルニ付縣廳派出官ト協議シ昼夜ノ別ナリ云々トス」との記載があり、暴風海嘯被害が甚だしかったことが本史料からも推測できる。

取調要項には、以下の3点の記載がある。

- ・別紙初行居住借宅寄留同居ノ譯ハ其區別ヲ明記シ何業トハ農若ク大工左官何々又ハ何々商或ハ漁業船乗ト明記シ博リ工商雜業等ト記スヘカラス
- ・救助米一日分ハ備荒儲蓄施行規則ニ寄り給與ヲ受ル額ヲ記スヘシ
- ・平常居宅ナリ船住居ノモノ其船ヲ流失シ又ハ漁事處業ノモノ漁船其ヲ悉ク流失シ目下活路ナキモノハ前項救助舞ノ給否ニ拘ハラズ掲表貴出ヘシ

5-2. 沿海村の被害について

次に「明治十七年八月廿六日暴風高潮ノ際ニ罹ル 沿海村被害實況取調書 岡山縣備前國児島郡」という史料が綴じられているので見ていきたい。本史料は「岡山縣備前國児島郡」とあるとおり、児島郡のみの状況についてまとめたものである。本史料を概観してみると、建家崩壊・耕宅地被害・堤防被害・塩田等被害に大別される。建家崩壊と耕宅地被害についてみると、現在の倉敷市域がかつて「福田新田」と呼ばれていた場所（史料中「北畝村」

「中畝村」「南畝村」「松江村」「東塚村」と表記のある場所)が最も甚だしい。建家崩壊については他村は1桁もしくは2桁被害であるが、「福田新田」は北畝村を除き、3桁にのぼり、それぞれ中畝村248棟・南畝村345棟・松江村283棟・東塚村305棟である。この4村は全壊した建家については他村同様であるが、流失した建家が圧倒的に多いことがわかる(いずれの村も91.9%~94.7%と高い比率である)。また、耕宅地被害についても他村は1桁もしくは2桁被害であるが、「福田新田」が圧倒的であり、北畝村126町7反5畝17歩・中畝村150町1反9畝24歩・南畝村146町6反3畝26歩・松江村159町8反4畝・東塚村127町1反1畝2歩といずれも100町歩を超える。

また、堤防決壊についてみると、長さ500間以上決壊したところは宇野村863間半、田井村677間、玉村557間であり、いずれも現在の玉野市に位置する。先述の「福田新田」も北畝村を除き200間以上の決壊があった。

最後に塩田等被害についてみていきたい。最も被害の大きかった塩田は野崎家の有する東野崎塩田のある東野崎村であり、69町3反5畝6歩の被害を受けた。同家の所有する塩田は他に味野村・赤崎村・日比村にあり、それぞれ被害は味野村43町5反5畝24歩、赤崎村37町7反4畝22歩、日比村15町1反2畝9歩、これらは塩田だけでなく製塩場および釜屋等にも被害があった。ここで注意しておきたいのは、日比村においては野崎家以外にも義田家(嘉三郎)⁽¹³⁾所有の塩田もあったということである。

5-3. 被害見積と賑恤金

本節では被害見積と賑恤金についてみていきたい。次の表4 海嘯被害者賑恤金は、各郡村の被災者に対する賑恤金を第一被害地から第三被害地に

(13) 塩業資料室架蔵野崎家文書 リール29 12-2-143「明治拾七年暴風の塩田災害修繕費官金拝借書類入」中の「(A)被害塩田修繕費予算表」および「(D)書かん」による。

明治10年代の岡山の災害（小柳智裕）

表4 海嘯被害者賑恤金（単位：円）

郡名	村名	第一被害地	第二被害地	第三被害地	郡名	村名	第一被害地	第二被害地	第三被害地
見 島 郡	中畝村	1792			邑 久 郡	乙子村			14
	南畝村	1576.5				西幸西村			6
	東塚村	1697.5				西片岡村			25
	松江村	1317.5				久々井村			76
	北畝村		842.5			大嶋村			49
	福田古新田村		92			東片岡村			61
	広江村		157.5			鹿忍村			28
	田ノ浦村			1004		牛窓村			37
	大畠村			246		虫明村			10
	下津井村			195		和 気 郡	穂波村		
	塩生村			10	日生村				174
	山田村			2	浅 口 郡	鶴新田村	2182		
	沼村			2		乙島村	1368.5		
	後閑村			16		勇崎村	2437		
	宇野村			6		柏島村		533.5	
	玉村			3		西大島村			10
	赤崎村			1		亀島新田村			2
	味野村			2		大島中村			15
	田井村			16		黒崎村		398	45
	西田井地村			2		寄島村		592	
	引網村			6		西之浦村		136	
	日比村			47	小 田 郡	富岡村			26
	和田村			32		入江新田村			19
	渋川村			36		吉浜村			7
	田ノ口村			8		神島外浦		353	170
	胸上村			27		真鍋島		180.5	440
	小串村			35		西浜村		638.5	20
	吹上村			48		笠岡村		1349.5	50
	阿津村			7		生江浜村		589	15
	宮浦村			10		茂平村		187.5	65
	北浦村			5		横島村		61	45
	郡村			14	神島内浦		187	45	
	見石村			7	白石島			104	
	大崎村			12	北木島		474.5	225	
呼松村			290	220					

岡山県立記録資料館蔵「海嘯関係書類」のうち「海嘯被害者賑恤金計算簿」より筆者作成

分けてまとめたものである。第一被害地は兎島郡の中畝・南畝・東塚・松江の各村と浅口郡の鶴新田・乙島・勇崎村の各村であり、賑恤金は兎島郡では1,500円前後、浅口郡では鶴新田や勇崎は2,000円を超えている。第二被害地についても第一被害地よりは金額は少ないが、瀬戸内海沿岸の小田郡笠岡村(1,349円50銭)をはじめとして、^{ようすな}西浜村、浅口郡寄島村・柏島村・黒崎村、河川沿いの小田郡^{おえ}生江浜村や、兎島郡中畝村の北に位置する北畝村、島嶼部なども目立つ。第三被害地については兎島郡が圧倒的に多く、特に田ノ浦村は1,000円を超える額である。賑恤金全体でみても、兎島郡が最も多く、次いで浅口郡・小田郡である。また、本史料からも瀬戸内海沿岸部および河川流域が最も被害を受けたことがわかる。

5-4. 蒲団の提供

被害見積の次に綴じられている書類は「明治十七年十一月 恩賜蒲団拝受人名簿」(浅口郡)・「明治十七年十一月 恩賜品御請書」(兎島郡北畝村外七ヶ村)・「御請書」(小田郡茂平村)の各書類である。これら書類には蒲団枚数・拝受人が記されている。表5 恩賜蒲団拝受枚数および人数はこの状況をまとめたものである。

この表5によると、枚数ベースでみると合計枚数の多い順から勇崎村・鶴新田村・「福田新田」各村であり本書類からも5-3節で言及した被害見積りの中の第一被害地であった各村と一致することがわかる。

明治10年代の岡山の災害（小柳智裕）

表5 恩賜蒲団拝受枚数および人数

児島郡					浅口郡																	
村名	枚数	人数	村合計 人数	村毎 枚数	村枚数 合計	村名	枚数	人数	村合計 人数	村毎 枚数	村枚数 合計											
北畝村	1	42	104	42	177	鶴新田村	1	126	264	126	421											
	2	51		102			2	119		238												
	3	11		33			3	19		57												
中畝村	1	78	198	78	342	乙島村	1	63	119	63	187											
	2	96		192			2	44		88												
	3	24		72			3	12		36												
南畝村	1	65	150	65	244	柏島村	1	20	27	20	35											
	2	76		152			2	6		12												
	3	9		27			3	1		3												
福田古新田村	1	8	12	8	16	勇崎村	1	136	347	136	583											
	2	4		8			2	186		372												
	3	0		0			3	25		75												
東塚村	1	71	167	71	271	黒崎村	1	7	26	7	46											
	2	88		176			2	18		36												
	3	8		24			3	1		3												
松江村	1	70	134	70	205	/																
	2	57		114							2	18										
	3	7		21							3	0										
廣江村	1	8	17	8	26						/											
	2	9		18												2	18					
	3	0		0												3	0					
呼松村	1	4	9	4	14											/						
	2	5		10																	2	5
	3	0		0																	3	0
合計		791	791	1295	1295																合計	

岡山県立記録資料館蔵「海嘯関係書類」のうち「恩賜蒲団拝受人名簿」「恩賜品御請書」「御請書」より筆者作成

※勇崎村については、原史料では合計349人、583枚であるが、
削除された國富元三郎を除くと合計347人、583枚となったためそちらを採用した。

6. おわりに

以上みてきたように、岡山地域の瀬戸内海沿岸部では明治10年代に暴風や海嘯の被害を受けたところが多数あり、特に明治17年の海嘯被害が激しかっ

た。この明治17年を「海嘯関係書類」を中心に具体的にみたところ、災害後すぐに調査が行われ、児島郡が最も被害を受けていたことが確認できる。児島郡内でも現在の倉敷市域でかつて「福田新田」と呼ばれていた場所(北畝村・中畝村・南畝村・松江村・東塚村)を中心に被害があり、浅口郡も勇崎村・鶴新田村・乙島村などの被害が大きかったということが本稿で利用した諸資料からもよくわかる。また、恩賜による蒲団提供が行われたこともわかった。

児島郡には野崎家の所有する主要塩田があるが、同家においても、明治15年と明治17年には堤防や塩浜の破損があったことが『売用日記』からも確認できた。

ここで、参考までに筆者の住む玉野地域に関しての状況を紹介しておきたい。玉野地域の明治17年の災害に関係する史料は玉野市教育委員会所蔵「田市街役場文書」がある。具体的には宇野村戸長役場「異動地諸願届綴 宇野村」・田井村戸長役場「荒地一筆限取調帳 田井村」・日比村外二ヶ村戸長役場「土地諸願届綴」の3種類の文書である。2018年2月には玉野市立図書館で、これらの文書を利用した展示があり、同展示によると田井村役場文書「明治十七年荒地一筆限取調帳」最終ページ(参考までに末尾に史料を掲げた)には、「この年の暴風高潮被害を受けた塩田と製塩場が一筆ごとにまとめられ、被害総計が記されている。」とあり、またこのような書類が田井・宇野・和田・日比に残されており、「3~10年間の免税措置を求めている」とあり、「玉でも明治22年から3年間の免税措置を求める願書があり、田井から日比までの塩田地主とその被害がわかる」とあった。⁽¹⁴⁾

最後に今後の課題について記しておきたい。筆者はまず塩業経営の面から明治期の災害(特に明治17年)に着目してきたが、史料を確認すると家屋や

(14) 玉野地域に関しては北村章氏が『近世玉野の歴史と文化』(吉備人出版刊, 2022年)で詳述されているのでそちらを参考にされたい。

明治10年代の岡山の災害（小柳智裕）

田畑も多大な被害を受けていた。今後は農業の面からも災害を見ていくことが課題として残された。

付記

本稿作成に当たっては、芦屋大学井上徹准教授のご助言を賜った。また、史料の閲覧を許可された岡山県立記録資料館および野崎家旧宅・野崎家塩業歴史館、先行研究の整理でお世話になった岡山県立図書館郷土資料班の平井氏にこの場を借りて深甚な謝意を表明する。

（史料）田井村役場文書「明治十七年荒地一筆限取調帳」最終ページ

塩田反別五拾壹町貳反七畝拾八歩

此地價金貳万七千八百六拾九円四拾錢

此地租金六百九拾六円七拾四錢貳厘

製塩場反別貳町貳反七畝廿歩

此地價金七百三拾八円拾錢

此地租金拾八円四拾五錢八厘

右者當明治十七年八月廿五日暴風高潮災害ニ付荒地一筆限り取調書面之通り相違無御座候間免稅年期御附與相成度繪圖面相添御検査奉願候也

明治十七年八月 戸長井上勝太郎 印

岡山縣令高崎五六殿代理

岡山縣小書記官高津暉殿

（玉野市立図書館展示資料より筆者作成，2018年2月18日観覧）